

令和6年第5回日高市農業委員会議事録

開催月日		令和6年5月24日(金)				
開催場所		日高市役所 301会議室				
開催時刻		午後1時30分				
閉会時刻		午後2時00分				
議長		福井 一洋				
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	欠席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 小峰 賢一 主任 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議 事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	専決処分について
そ の 他	

議 長	これより、議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員の指名 農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、9番、10番にお願いします。
13 番	日程第2 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。本件担当の13番より、申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は、森戸新田地内です。〇〇から〇〇行く道路を直進すると〇〇線に突き当たります。それを左折しまもなく進むと左側にお寺があります。お寺の東側の農地になります。申請地は、2筆あり、耕耘され直ぐ作付け出来る農地と、もう1筆その北側の農地は、栗が多数と柿が数本植えてありました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、〇〇市に在住しており、通作時間は約40分です。令和〇年〇月、栗とヘーゼルナッツ栽培を始めるため、親戚の譲渡人に相談したところ、所有する当該申請地を耕作して良いとのことで農作業受委託契約を交わして農業を始めています。剪定等の技術は、川越農林振興センターの職員から指導を受けています。今回、譲渡人より農地法を通して農地を借り受け、自己の経営地として、農業経営行いたいとのことです。経営面積は、申請地の2,455㎡となります。農業従事日数は152日、譲受人の夫も70日従事しており、耕運機、トラクター等の農機具類は、土地所有者から借りています。申請地では、ヘーゼルナッツや栗のほかサツマイモの作付を計画しています。
議 長	ただいま、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
5 番	続いて2番に入ります。本件担当の5番より申請地の状況について説明をお願いします。 〇月〇日に〇〇進委員と現地を確認しました。場所は〇〇地内で、〇〇通りの〇〇を西へ坂を300mほど下った左側になります。現地は、〇番は作付されていました。〇番は草刈がされ管理されていました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は市内で、露地野菜等を栽培している農家です。譲受人は自家消費ではありますが、自己所有農地にて20年以上農業を行っています。今回、自己所有農地の隣接地を買受け、農業経営の拡大を図りたいとのことです。経営面積は、約954㎡となります。農業従事日数は250日、譲受人の妻も150日以上従事しており、耕運機も所有しています。申請地は、ジャガイモ、なす、きゅうり

		などの露地野菜の作付を計画しています。土地所有者からも手放したいとのことで今回の申請となりました。
議 長		ただいま、5番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
1 番		公図で確認すると申請地は接道していませんが、接道している東側の番の土地は譲受人が所有している土地ですか。
事 務 局		はい、譲受人が所有している土地です。
議 長		他に質疑等がありましたらお願いします。
委 員		ありません。
議 長		質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
		日程第3 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
		議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。議案の1番と2番は譲渡人が同じで、譲受人が親子となり、関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。
委 員		はい。
議 長		それでは、1番と2番を一括審議といたします。本件担当の7番より、申請地の状況について説明をお願いします。
7 番		申請地は〇〇地内で、〇〇から駅へ向かう〇〇の突当りになります。1番の申請地は、木が1本と1m程度の高さの草が生えている状態でした。2番の申請地は、ゴム製マットが出入口に数枚敷かれた状態で、その奥は盛土されていました。
議 長		続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局		譲受人は、〇〇市で母と息子の二人で住んでいます。息子は結婚を予定しており、結婚を機に将来子供が産まれても庭で思いっきり遊べる広い土地を探し、母は息子の家と隣接し自然豊かで閑静な土地を探していたところ申請地を紹介され、希望どおりの生活環境が整っていたことから、申請に至ったものです。当該地域は、都市計画法上で地縁を有さなくても住宅が建築できる場所となります。申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。
議 長		ただいま、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
7 番		申請地は、許可前にゴム製マットや盛土がされている状態でしたが問題はないですか。
事 務 局		ゴム製マットが敷いてあることにつきましては、一時的なものであれば直ちに違反となるものではありません。盛土につきましては、申請代理人に確認は必要となりますが、許可保留までにはならない状況と思われます。

議 長	それでは、申請地の盛土について状況を事務局に確認してもらいます。 他に質疑等がありましたらお願いします。
1 番	盛土については、環境課の許可は必要ないのですか。
事 務 局	農地のため、農地法の許可についての判断となります。
委 員	申請地の 2 筆については、〇〇道以外の建築可能な 4 m 以上の道路に接道しているのですか。
事 務 局	〇番の〇道の一部を利用して接道するかたちで開発許可の調整はされています。以前、申請地の西側で同じように住宅用地で農地転用の申請があり許可がされていますが、その申請についても〇道の一部を利用して開発許可が出ています。
委 員	1 番、2 番の申請地にそれぞれ 1 棟ずつ建築されるのですか。
事 務 局	それぞれに 1 棟ずつ建築予定です。
議 長	他に質疑等がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件 1 番、2 番について農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
	続いて 3 番に入ります。本件担当の 10 番より申請地の状況について説明をお願いします。
10 番	昨日、現地を確認してきました。申請地は〇〇地内で、〇〇小学校を南に進み、〇〇を過ぎた先を西に曲がった奥になります。現地は、竹と 15cm ほどの高さの草が生えていました。
議 長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	譲受人は、〇〇市にて、土木建設工事を営む事業者です。そのため、資材置場及び倉庫を必要としており、申請地の西側に隣接する地目が宅地となる〇番の家屋と物置を、所有者の後見人から紹介され、有効活用できると判断し取得を希望しています。しかし、出入口がなく保有するトラックが入れないことから、〇番の農地を〇番、〇番に分筆して、最低限の面積を進入路用地として転用したいとのことです。申請地の農地区分は 2 種農地となり、転用目的について必要性があると思われます。
議 長	ただいま、10 番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員	申請地を 2 つに分筆した理由はなぜですか。
事 務 局	〇番の農地を〇番、〇番に分筆していますが、〇番に接道している道路が建築基準法第 42 条 2 項道路であるため、〇番は道路の中心から 2 m 後退した道路分として分筆したものです。
議 長	他に質疑等がありましたらお願いします。
委 員	ありません。

議	長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
日程第6 「専決処分の報告」について		
議	長	日程第6「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第7号が1件、農地法第5条第1項第6号が4件あります。質疑がありましたらお願いします。
委	員	ありません。
議	長	以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。